

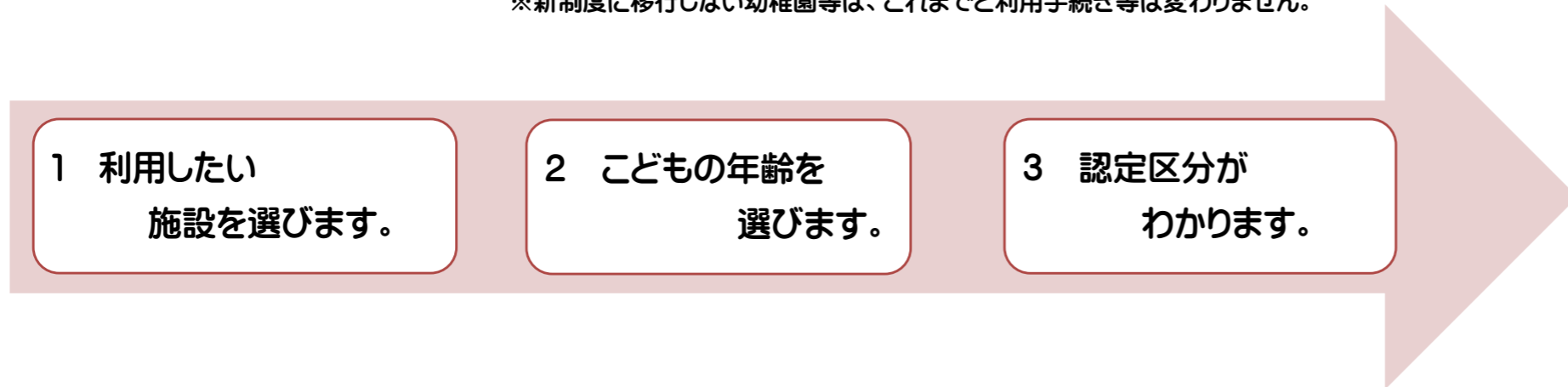
利用したい施設は？ 認定区分は？

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用するためには、認定を受けていただく必要があります。

認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定までの3つの区分があります。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わりますので、ご確認ください。

※新制度に移行しない幼稚園等は、これまでと利用手続き等は変わりません。



承認2014089L号

利用したい施設		幼稚園		認定こども園		地域型保育 利用時間 朝～夕
		利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
年齢・認定区分	1号認定					
	2号認定					
満3歳未満	3号認定					
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定					
	★ 保育認定 2号認定					
	★ 保育認定 3号認定					

- 2号・3号の認定には、保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。
- 就労（月60時間以上）
 - 妊娠・出産
 - 保護者の疾病、障がい
 - 同居親族の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動
 - 就学
 - 育休（継続して入所する場合に限ります。）
- …など

※幼稚園・認定こども園（1号認定の場合）でも、一時預かり保育を利用して、夕方まで利用することも可能です。ただし、各施設により利用時間などが異なります。